

## 【建設工事の請負契約における履行保証制度の変更について】

このことについて、平成 21 年 7 月 1 日より次のように変更します。

### 1 契約保証金の免除（予定価格要件）

現行 予定価格が 100 万円未満の建設工事の工事請負契約（ただし、予定価格以外の要件により契約保証金を求める場合は除く）

変更 予定価格が 500 万円未満の建設工事の工事請負契約（ただし、予定価格以外の要件により契約保証金を求める場合は除く）

### 2 契約保証金の額、保証金額及び保険金額

現行 請負代金額の 10 分の 3（一般競争入札以外の方法により締結する契約については 10 分の 1）以上

変更 請負代金額の 10 分の 1（予定価格が 10 億円以上の工事の請負契約にあっては、10 分の 3）以上

### 3 建設工事に関する測量、調査及び設計業務の委託についても準用する

## 【建設工事の請負契約における前払金制度の変更について】

このことについて、平成 21 年 7 月 1 日より前払金の上限額を 5,000 万円から 2 億円に変更します。